

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 富岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
公共下水道接続費	助成	公共下水道接続に伴う宅地内排水設備工事費補助金	富岡市内の公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田篠・別保・一ノ宮・中高瀬・下高瀬の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を公共下水道に転換接続した者に対して補助する。	・公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田篠・別保・一ノ宮・中高瀬・下高瀬の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、公共下水道受益者負担金及び水道料金を滞納していない事	公共下水道接続のための排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の1/2 (限度額5万円)			【申請期日】 令和8年2月27日 【完了期日】 令和8年3月13日 (左記期間までに市の検査を受けること)		下水道課	0274-64-1151	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html</a>	
農業集落排水接続費	助成	農業集落排水接続に伴う宅地内排水設備工事費補助金	富岡市内の農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を農業集落排水に転換接続した者に対して補助する。	・農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、農業集落排水受益者分担金及び水道料金を滞納していない事	農業集落排水接続のための排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の1/2 (限度額5万円)			【申請期日】 令和8年2月27日 【完了期日】 令和8年3月13日 (左記期間までに市の検査を受けること)		下水道課	0274-64-1151	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html</a>	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業	浄化槽処理区域内(公共下水及び農業集落排水事業区域を除く区域)において、単独処理浄化槽または、くみ取り槽から10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する個人に対して、合併浄化槽設置工事、宅地内排水設備(配管)工事、既設浄化槽等撤去工事に対して補助する。	【補助対象地域】 公共下水道認可区域及び、農業集落排水事業区域を除く富岡市内全域 【補助対象者】※いずれにも該当する者 ・補助対象地域において、既設単独浄化槽またはくみ取り槽から10人槽以下の合併処理浄化槽への入れ替え工事を予定している個人 ・整備された合併処理浄化槽を、やむを得ない場合を除き、設置後1年以内に便所、台所、風呂と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用を開始できる者 ・専用住宅に継続して居住する者 ・市税等に滞納がない者 【補助対象外】 ・新築(建替えを含む)の専用住宅に係る合併処理浄化槽を設置しようとする者 ・建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請または浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届を行わずに合併処理浄化槽を設置する者 ・市長が定める補助事業実施期間内に合併処理浄化槽を設置の設置ができない者 ・専用住宅を販売または賃貸の用に供する者 ・専用住宅を継続的に使用すると認められない者 ・共有名義の専用住宅の所有者の一人であって、合併処理浄化槽の設置についての他の所有者承諾が得られない者 ・過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けている者 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去等を適正に行わない者 ・公共事業に係る単独処理浄化槽、くみ取り槽及び合併処理浄化槽の移設等の補償を受けている者 ・その他市長が不適当と認める者	※市内外業者及び都市計画区域内外等の別により限度額が異なります。 【浄化槽設置工事】 ●5人槽/区域内 市内業者40万円 市外業者20万円 ●5人槽/区域外 市内業者30万円 市外業者10万円 ●7人槽/区域内 市内業者43万円 市外業者23万円 ●7人槽/区域外 市内業者33万円 市外業者13万円 ●10人槽/区域内 市内業者53万円 市外業者33万円 ●10人槽/区域外 市内業者43万円 市外業者23万円 【排水設備工事】 ●単独浄化槽から転換 市内業者30万円 市外業者15万円 ●くみ取り槽から転換 市内業者20万円 市外業者10万円 【撤去工事】 ●単独浄化槽から転換 20万円 ●くみ取り槽から転換 10万円			【申請期日】 令和8年1月30日 【完了期日】 令和8年2月27日 (左記期間までに実績報告書を提出すること)		下水道課	0274-64-1151	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1615517132869/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1615517132869/index.html</a>	

リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	障害者又は改造者が、住宅又は住宅設備を障害者に適するよう改造する費用に対して、改造費用に6分の5を乗じて計算した額を補助する。補助限度額は50万円を限度とし、着工前に住宅改造の内容について審査を受ける必要がある。対象となる住宅改造は、新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。	下記の(1)から(3)の身体障害者手帳を持っている、当該年度の市町村民税16万円未満の世帯に属する者 (1)1, 2級の下肢・体幹機能障害 (2)1, 2級の上肢機能障害(※ただし、両上肢に4級以上の障害) (3)1級の視覚障害者	当該工事費用の5/6 (限度額50万円)			工事着手前		福祉課	0274-62-1511		
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	対象となる住宅 次のいずれにも該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・建築基準法に違反していないもの	応募資格者 次のいずれにも該当する人 ・対象住宅を所有し、かつ居住し、若しくは居住することが見込まれる方 または、賃貸借契約等当該住宅を利用する権利を持ち、耐震診断、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 ・市税等を滞納していない人 ・暴力団、暴力団関係者でない人	木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。費用は市が負担する。			R7.4.1～R7.8.29	10戸(予定)	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1644969505017/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1644969505017/index.html</a>	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修費補助制度	対象となる住宅 次のいずれにも該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・耐震診断の結果が「上部評点が1.0未満」と判断されたもの ・建築基準法に違反していないもの ・改修工事について市が行う他の補助等を受けていないもの等	応募資格者 【木造住宅耐震改修】 ・対象となる住宅を所有し、かつ、居住若しくは居住することが見込まれる方 または賃貸借契約等対象住宅を利用する権利を持ち、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 ・市税等を滞納していない人 ・耐震改修工事、耐震シェルター等設置及びリフォーム工事完了の日から3月以内に当該補助対象住宅の所在地に住居登録をし、かつ、10年以上居住する人 ・暴力団、暴力団関係者でない人	・耐震改修等補助対象経費の5分の4以内かつ、以下の限度額まで ・精密診断:12万円 ・補強計画作成:28万円 ・耐震改修工事:100万円 ※重点区域内の改修工事の場合:120万円 ・耐震シェルター等設置工事 補助対象経費の2分の1以内かつ、30万円まで ・リフォーム工事 補助対象経費の10分の1以内かつ、10万円まで(耐震改修に合わせて行なうリフォーム工事に限る)			R7.4.1～R7.8.29	5戸(予定)	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1644969505017/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1644969505017/index.html</a>	
危険ブロック塀等撤去費	助成	富岡市危険ブロック塀等撤去費補助事業	対象となる撤去工事 次のいずれかにも該当するもの ・危険ブロック塀等が道路に面しているもの ・道路面から塀の高さ(擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さ)が1メートル以上であるもの ・道路と敷地の境界から設置位置までの水平距離が該当する塀の高さに相当する距離に満たないもの ・市内業者が施工するもの ・建設業法の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る許可を受けた者又は、建設工事業に係る資材の再資源化等に関する法律の登録を受けた事業者が請け負う撤去工事であること	応募資格者 次のいずれかにも該当する人 ・危険ブロック塀等の所有者(法人も可) ・所有者の相続人 ・所有者、相続人から危険ブロック塀等の撤去について同意を得た人 ・市税等の滞納をしていない人 ・暴力団、暴力団関係者でない人	補助対象工事経費の合計額の2分の1以内かつ10万円まで(危険ブロック塀等(控え壁を除く)の長さ1メートル当たり1万円を限度)			工事着手前	予算の範囲内	建築課	0274-62-1511	<a href="https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1585286348908/index.html">https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1585286348908/index.html</a>	